

北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射に抗議する意見書

8月29日、北朝鮮は弾道ミサイル一発を発射し、同ミサイルは北海道の上空を通り、襟裳岬の東約千百八十キロメートルの太平洋上に落下しました。

また同じく北朝鮮は、9月3日、昨年9月に続く6回目の核実験を強行しました。北朝鮮は、「ICBM（大陸間弾道ミサイル）搭載の水素爆弾の実験を成功させた」と主張しています。

北朝鮮の弾道ミサイル発射は今年だけでも13回行いましたが、今後さらに日本上空、北海道上空を飛び越える発射は、きわめて危険な行為です。

また北朝鮮の核実験は、核兵器禁止条約が国連「交渉会議」で採択（今年7月7日）され、国際社会が「核兵器のない世界」を求める世論に逆行する行為です。

北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射は、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。

いまの最大の危機は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算などによって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれ、強まっているということです。万が一にもそうした事態が引き起こされるならば、その被害は日本にも深刻な形で及ぶこととなります。おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に回避しなければなりません。

日本政府は、北朝鮮に対して、これ以上の軍事的な挑発を中止することを厳重に求めるとともに、国際社会および関係国に対して、経済制裁の厳格な実施・強化と一体に、対話による解決の道を粘り強く追及することを、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月12日

江差町議会議長 打越 東亜夫